

記入例

(様式1号)

センター所長		団地 コード	
--------	--	-----------	--

記入日 令和〇 年 〇〇 月 〇〇 日

模様替申請書

大阪府住宅供給公社理事長 様

※注意・・・200Vエアコンは
圧縮機出力1350W以下
定格消費電力2000W以下
のものを設置してください。

〇PH〇〇〇〇 団地 1 棟 101 号室

名義人氏名 公社 太郎 (自署)

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、模様替を実施したいため、下記の遵守事項及び承認条件等に同意の上申請します。

記

1. 模様替の内容
- ① 200V エアコン設置
(メーカー名 〇〇〇〇〇〇 機器品番 〇〇〇〇〇〇)
- ② 温水洗浄便座 (ウォシュレット)
(メーカー名 機器品番)
- ③ 200V 電磁調理器
(メーカー名 機器品番)
- 機器名等ははっきりしないものは、パンフレット (コピー) 添付のこと。

- 介護保険を利用して手摺りを
設置される場合は位置・寸法等→
記載された図面を
添付してください。
- ④ 手摺設置 (手摺の長さ 手摺の径)
- ⑤ その他の内容 (具体的に)

2. 模様替する場所 [玄関、廊下、キッチン、リビング、和室 (帖)、洋室 (帖)]
(〇で囲む) [便所、洗面所、浴室、その他 ()]

《遵守事項》

- 建物の主要構造部 (柱、壁、床、はり、屋根) のほか天井、間柱、付け柱、鴨居等に支障のある切欠又は穴をあけないこと。
- 室内の間取りを変更しないこと。
- 建物の外観を変更しないこと。
- 原状回復が容易なこと。
- 住宅管理上、支障がないこと。

《承認条件》

- 模様替の費用及びこれにかかる補修費は申請者が負担すること。
- 模様替は承認時に交付される賃貸住宅工作基準に従い実施し、退去時は申請者が原状に回復すること。
- 申請者の入居期間中に公社が補修を行う場合において、模様替部分が障害となるときは、申請者は模様替部分を原状に回復するか、これにかかる費用を負担すること。
- 申請者が模様替した部分を公社が撤去し、補修を行う必要があるときは、模様替以前の状態となっても異存のないこと。
- 模様替に起因し第三者又は公社に損害を与えた場合は、申請者が賠償の責を負うこと。
- 給水、その他設備配管等に注意し施工すること。また浴室では防水層を保護すること。
- 申請者は模様替承認書を保管し、退去時等必要なときは提出すること。

《注意事項》

- 200V のエアコンを使用する場合、200V の電磁調理器等やその他のエアコンは同時使用しないこと。また、200V 電磁調理器を使用する場合、同時に使用するエアコンは100V のもの1台までとする。
- 200V 電磁調理器の設置については、年齢等の条件を満たすことが必要になります。